

みんなで力を合わせ
冬を乗り越えましょう

除雪のしくみ

◆除雪体制

本町の除雪は、毎年「除雪計画」を策定し、それに基づいて実施しています。定め、立川地域は11月15日から、余目地域は12月1日から除雪体制に入りました。



今年も11月に町内の全学区・地区において「除雪に関する話し合い」を開催いたしました。なお、立川地域について、書面開催にてご理解をいたしております。区長のみなさまより除雪に関するご意見・ご要望をお聞きし、きめ細やかな除雪ができるよう体制を整えています。

◆出動基準

出動基準は、**基本的に降雪量が10cm以上になったとき**としています。ただし、地吹雪で吹き溜まりができるときなど、雪の降り方によつては10cmに達しなくとも出動する場合もあります。また、深夜の除雪作業は車両の音

や振動でみなさんに迷惑をおかけしますが、朝の交通確保のためでの理解とご協力を願っています。(国道、県道それぞれに出動基準があり、町の基準とは異なります)

◆除雪方法

除雪方法は「除雪」と「排雪」があります。

道路脇に寄せられて積み上げられた雪をロータリ除雪車などで取り除く作業。排雪作業は頻繁にすべての道路で行なうことはできません。見通しが悪くなつた場合や道幅が狭くなつた場合に行ないます。

道路脇に降り積もつた雪を除雪ドーザなどで道路脇へかき分けたり寄せたりする作業。

除雪に関するよくある質問Q&A

Q 除雪車が来るのが遅い!どうなん順番でまわっているの?

A 交通量の多い道路や集落内をつなぐ連絡道路を優先し、除雪しています。

出勤や通学時間まで除雪が完了することを目指していますが、そのため、大雪のときは小路など除雪が遅れる場合もあります。

Q 家の前に雪を置いていかないでほしい!

A 道路脇へかき分けて除雪するので、家の前に雪が残つてしまします。

家の前の除雪は各ご家庭でお願いします。

高齢などの理由で難しい場合は、周辺の住民の方々よりご協力を願っています。人の力では除雪できないほど大きな雪のかたまりについては、町で対応しますのでご連絡ください。

Q 悪天候でも除雪するの? 通行止めにする場合があります。

強い風雪などで地吹雪が続き吹き溜まりができるときは、通行止めにする場合があります。そのような状況が予想される箇所には注意看板を設置しています。看板が設置されていない箇所でも、地吹雪で視界が悪いときや吹き溜まりを見つけたときは、絶対に無理な通行をせず、安全な道路を通行してください。

Q 国(原)道との交差点の角はどこが除雪するの?

A 交差点の角については基本的に後で除雪する業者が除雪することになります。雪が堆積して見通しが悪くなつた場合は町にご連絡ください。

交差点の角については基本的に後で除雪する業者が除雪することになります。雪が堆積して見通しが悪くなつた場合は町にご連絡ください。

除雪に関するみなさんへのお願い

除雪に関する苦情や要望は、区長を通してください

個人からの苦情や要望が役場に殺到すると大混乱しますので、区長を通してご連絡ください。

雪置き場へのご協力をお願いします

集落内などで雪を置く場所がないときは、個人の敷地内に雪を置く場合があります。細心の注意を払いますので、ご理解とご協力をお願いします。

道路にはみ出した枝や植木・看板などは片付けましょう

除雪作業の妨げとなります。枝木や生け垣などの手入れをお願いします。

車道や歩道に敷地内の雪を出さないようにしましょう

道路は雪捨て場ではありません。道路が狭くなったり、路面ががたついたりして、交通事故や車両破損の原因ともなりかねませんので大変危険です。



通行に支障のない幅員の確保に努めますが、このように幅出しなどの作業実施後に道路上への投雪が確認される場所があります。



場所:余目地内、町道除雪路線

問合せ・建設課管理係
0234 (43) 2211 (代表)
0234 (43) 0206 (代表)
0235 (66) 2111 (代表)
※国道は、国土交通省酒田河川国道事務所 0234 (27) 3331 (代表)